

令和2年 第1回山梨西部広域環境組合議会定例会
会議録

令和2年3月30日 開会

令和2年3月30日 閉会

山梨西部広域環境組合議会

山梨西部広域環境組合告示第2号

令和2年第1回山梨西部広域環境組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年3月19日

山梨西部広域環境組合
管理者 田中 久雄

- 1 期日 令和2年3月30日（月） 午後2時
- 2 場所 中巨摩地区広域事務組合 管理棟2階議場

令和2年第1回山梨西部広域環境組合議会定例会会議録

令和2年3月30日（月） 午後2時00分 開議

議事日程（第1号）

- 日程第1 開会
- 日程第2 仮議席の指定
- 日程第3 議長選挙

議事日程（第1号の追加）その1

- 日程第4 議席の指定
- 日程第5 会議録署名議員の指名
- 日程第6 会期の決定
- 日程第7 副議長選挙
- 日程第8 議員提出議案の上程
 - 議員提出議案第1号 山梨西部広域環境組合議会会議規則の制定について
 - 議員提出議案第2号 山梨西部広域環境組合議会傍聴規則の制定について
 - 議員提出議案第3号 管理者の専決事項の指定について

- 日程第9 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（山梨西部広域環境組合の休日定める条例）
- 日程第10 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（山梨西部広域環境組合広告式条例）
- 日程第11 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（山梨西部広域環境組合議会の定例会の回数を求める条例）
- 日程第12 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて（山梨西部広域環境組合監査委員に関する条例）
- 日程第13 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて（山梨西部広域環境組合公平委員会設置条例）
- 日程第14 議案第6号 専決処分の承認を求めることについて（山梨西部広域環境組合公平委員会委員のサービスの宣誓に関する条例）
- 日程第15 議案第7号 専決処分の承認を求めることについて（山梨西部広域環境組合事務局設置条例）
- 日程第16 議案第8号 専決処分の承認を求めることについて（山梨西部広域環境組合職員定数条例）
- 日程第17 議案第9号 専決処分の承認を求めることについて（山梨西部広域環境組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例）
- 日程第18 議案第10号 専決処分の承認を求めることについて（山梨西部広域環境組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例）

日程第 19	議案第 11 号	専決処分の承認を求めることについて（山梨西部広域環境組合職員のサービスの宣誓に関する条例）
日程第 20	議案第 12 号	専決処分の承認を求めることについて（山梨西部広域環境組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例）
日程第 21	議案第 13 号	専決処分の承認を求めることについて（山梨西部広域環境組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例）
日程第 22	議案第 14 号	専決処分の承認を求めることについて（山梨西部広域環境組合管理者の報酬等に関する条例）
日程第 23	議案第 15 号	専決処分の承認を求めることについて（山梨西部広域環境組合職員給与条例）
日程第 24	議案第 16 号	専決処分の承認を求めることについて（山梨西部広域環境組合職員等の旅費に関する条例）
日程第 25	議案第 17 号	専決処分の承認を求めることについて（山梨西部広域環境組合財政事情の作成及び公表に関する条例）
日程第 26	議案第 18 号	専決処分の承認を求めることについて（山梨西部広域環境組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例）
日程第 27	議案第 19 号	専決処分の承認を求めることについて（山梨西部広域環境組合の公金の収納及び支払事務を取扱う金融機関の指定）
日程第 28	議案第 20 号	専決処分の承認を求めることについて（令和元年度山梨西部広域環境組合一般会計予算）
日程第 29	議案第 21 号	専決処分の承認を求めることについて（山梨西部広域環境組合の事務委託に関する規約）
日程第 30	議案第 22 号	山梨西部広域環境組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
日程第 31	議案第 23 号	山梨西部広域環境組合情報公開条例の制定について
日程第 32	議案第 24 号	山梨西部広域環境組合個人情報保護条例の制定について
日程第 33	議案第 25 号	山梨西部広域環境組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
日程第 34	議案第 26 号	山梨西部広域環境組合特定個人情報保護条例の制定について
日程第 35	議案第 27 号	山梨西部広域環境組合行政手続条例の制定について
日程第 36	議案第 28 号	山梨西部広域環境組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定について
日程第 37	議案第 29 号	山梨西部広域環境組合行政不服審査会条例の制定について
日程第 38	議案第 30 号	山梨西部広域環境組合手数料条例の制定について
日程第 39	議案第 31 号	山梨西部広域環境組合職員の再任用に関する条例の制定について
日程第 40	議案第 32 号	山梨西部広域環境組合職員の定年等に関する条例の制定について
日程第 41	議案第 33 号	山梨西部広域環境組合職員の育児休業等に関する条例の制定について

日程第 42	議案第 34 号	山梨西部広域環境組合職員福利厚生会条例の制定について
日程第 43	議案第 35 号	山梨西部広域環境組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の制定について
日程第 44	議案第 36 号	山梨西部広域環境組合の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の制定について
日程第 45	議案第 37 号	山梨西部広域環境組合の証人等の実費弁償に関する条例の制定について
日程第 46	議案第 38 号	山梨西部広域環境組合の派遣職員の給与に関する条例の制定について
日程第 47	議案第 39 号	山梨西部広域環境組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定について
日程第 48	議案第 40 号	山梨西部広域環境組合の財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の制定について
日程第 49	議案第 41 号	山梨西部広域環境組合財政調整基金条例の制定について
日程第 50	議案第 42 号	令和 2 年度山梨西部広域環境組合一般会計予算について
議事日程（第 1 号の追加）その 2		
日程第 51	議案第 43 号	山梨西部広域環境組合職員給与条例の一部を改正する条例について
日程第 52	議案第 44 号	山梨西部広域環境組合監査委員の選任につき同意を求めることについて
日程第 53	議案第 45 号	山梨西部広域環境組合監査委員の選任につき同意を求めることについて
日程第 54	議案第 46 号	山梨西部広域環境組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第 55	議案第 47 号	山梨西部広域環境組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第 56	議案第 48 号	山梨西部広域環境組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第 57	閉会	

出席議員

1 番	一木 長博	2 番	清水 康雄
3 番	矢崎 俊秀	4 番	北村 千代子
5 番	齊藤 功文	6 番	原 堅志
7 番	長谷部 集	8 番	加藤 敬徳
9 番	福田 清美	10 番	斉藤 雅浩
11 番	丹澤 孝	12 番	望月 十四朗
13 番	川口 福三	14 番	望月 光彦
15 番	鮫田 洋平	16 番	海野 豊

欠席議員

なし

説明のため出席した者の職氏名

管 理 者	田中 久雄
副 管 理 者	内藤 久夫
副 管 理 者	金丸 一元
副 管 理 者	渡辺 英子
副 管 理 者	保坂 武
副 管 理 者	久保 眞一
副 管 理 者	辻 一幸
副 管 理 者	望月 幹也
副 管 理 者	佐野 和広
副 管 理 者	志村 学
副 管 理 者	塩澤 浩
会 計 管 理 者	相澤 宏一
事 務 局 長	田中 浩夫

職務のため出席した者の職氏名

事務局職員	渡部 貴司
事務局職員	神宮寺 貴仁
事務局職員	望月 洸生

事務局長（田中浩夫君）

まず初めに挨拶を交わしたいと思います。皆様ご起立をお願いいたします。相互に礼。ご着席ください。

改めましてこんにちは。山梨西部広域環境組合事務局長の田中でございます。よろしくお願いたします。誠に恐れ入りますが、会場にお越しの皆様におかれましては、携帯電話の電源はお切りになるか、マナーモードに設定をお願いいたします。本定例会は、山梨西部広域環境組合設立後初めての議会でございます。議長が選出されるまでの間、地方自治法第 107 条の規定により、年長者が臨時の議長の職務を行うこととなっております。本日の出席議員の中で川口福三議員が最年長者でございますので、ご紹介をさせていただきます。川口議員、どうぞ議長席のほうへお越しいただきたいと思ひます。

日程第 1 開会（午後 2 時 02 分）

臨時議長（川口福三君）

皆様こんにちは。大変ご苦勞様です。ただいまご紹介をいただきました、身延町の川口でございます。よろしくお願申し上げます。地方自治法第 107 条の規定により、年長の故、議長が決まるまでの間、臨時議長の職務を務めさせていただきます。よろしくお願申し上げます。

ただいまの出席議員は 16 名であります。出席議員が定数に達しておりますので会議が成立いたします。ただいまより、令和 2 年第 1 回山梨西部広域環境組合議会定例会を開会いたします。本日の議事の進行につきましては、山梨西部広域環境組合議会会議規則がまだ制定されておませんが、議員提出議案第 1 号で提出される山梨西部広域環境組合議会会議規則に準じて進行したいと思ひますが、これにご異議ございませぬか。

～「異議なし」と呼ぶ者あり～

臨時議長（川口福三君）

異議なしと認めます。よって、議事の進行につきましては、山梨西部広域環境組合議会会議規則により進めてまいります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

日程第 2 仮議席の指定

臨時議長（川口福三君）

日程第 2 仮議席の指定を行います。仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

日程第 3 議長選挙

臨時議長（川口福三君）

日程第 3 これより、議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第 292 条において準用します同法第 118 条第 2 項の規定に基づいて指名推薦にしたいと思ひますが、これにご異議ございませぬか。

～「異議なし」と呼ぶ者あり～

臨時議長（川口福三君）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦によることに決定をいたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、臨時議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

～「異議なし」と呼ぶ者あり～

臨時議長（川口福三君）

異議なしと認めます。よって、臨時議長において指名することに決定しました。

議長に「福田清美」議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました「福田清美」議員を、議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

～「異議なし」と呼ぶ者あり～

臨時議長（川口福三君）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました「福田清美」議員が議長に当選されました。

議長に当選されました「福田清美」議員が、議場におられます。本席から、会議規則第32条第2項の規定に基づき告知いたします。

それでは議長に当選されました「福田清美」議員より、就任のご挨拶をお願いいたします。

議長（福田清美君）

ただいま、山梨西部広域環境組合議会初代の議長にご選任を承り、心から感謝を申し上げます。私自身、その責任の重さを改めて強く感じている所存でございます。議員各位の皆様方の支援を得ることを念頭におきまして円滑なる議会運営と議会の活性化に努めてまいり所存でございます。今後とも、議員の皆様方の温かいご支援また、ご指導等を承りますよう心からお願い申し上げます。簡単ではございますけれども私の就任のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

臨時議長（川口福三君）

ありがとうございました。

以上をもちまして、議長の選挙を終了いたします。地方自治法第107条の規定によりまして、臨時に議長を務めさせていただきました。議員各位のご協力に感謝申し上げます。以上をもちまして、議長を交代させていただきます。それでは福田議長、議長席へお願いいたします。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 2 時 08 分

再開 午後 2 時 10 分

議長（福田清美君）

それでは再開いたします。議事日程についてお諮りいたします。

お手元に配布しました追加議事日程のとおり本日の日程に追加し議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

～「異議なし」と呼ぶ者あり～

議長（福田清美君）

異議なしと認めます。よって、議事日程を追加することに決定しました。

日程第 4 議席の指定

議長（福田清美君）

日程第 4 これより議席の指定を行います。会議規則第 3 条第 1 項の規定により、議長において指定いたします。

議席は、仮議席を本議席に指定いたします。

日程第 5 会議録署名議員の指名

議長（福田清美君）

日程第 5 会議録署名議員を指名いたします。会議規則第 71 条第 1 項の規定により、議長において、1 番「一木 長博」議員、16 番「海野 豊」議員を指名いたします。

日程第 6 会期の決定

議長（福田清美君）

日程第 6 会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は本日 1 日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

～「異議なし」と呼ぶ者あり～

議長（福田清美君）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日 1 日限りと決定いたしました。

日程第 7 副議長選挙

議長（福田清美君）

日程第 7 これより副議長の選挙を行います。選挙の方法については、地方自治法第 292 条において準用する同法 118 条第 2 項の規定に基づき、指名推薦にしたいと思いますが、これにご異議ご

ございませんか。

～「異議なし」と呼ぶ者あり～

議長（福田清美君）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推薦によることに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

～「異議なし」と呼ぶ者あり～

議長（福田清美君）

異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

副議長に「長谷部 集」議員を指名いたします。お諮りいたします。ただいま指名いたしました「長谷部 集」議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

～「異議なし」と呼ぶ者あり～

議長（福田清美君）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました長谷部議員が副議長に当選されました。

副議長に当選されました長谷部議員が議場におられますので、本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定により告知します。

それでは、副議長に当選されました「長谷部 集」議員より、就任の挨拶をお願いいたします。

副議長（長谷部集君）

議長。

議長（福田清美君）

はい。長谷部議員。

副議長（長谷部集君）

ただいま、議長より副議長にご指名いただきました、甲斐市議会の長谷部集でございます。身に余る光栄と同時に、身が引き締まる思いでいっぱいでございます。これからは議長を補佐し、誠心誠意努めてまいる所存でありますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議長（福田清美君）

ありがとうございました。以上をもちまして、副議長の選挙を終了いたします。

日程第 8 議員提出議案の上程

議長（福田清美君）

日程第 8 議員提出議案の上程を行います。本日、「一木 長博」議員ほか 15 名から、議員提出

議案第1号「山梨西部広域環境組合議会会議規則の制定について」、議員提出議案第2号「山梨西部広域環境組合議会傍聴規則の制定について」、及び議員提出議案第3号「管理者の専決事項の指定について」の3件が提出されました。これを一括議題として上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

～「異議なし」と呼ぶ者あり～

議長（福田清美君）

異議なしと認めます。よって、一括議題といたします。ただいま議題となっております議員提出議案第1号から第3号までは議員全員の提出議案でありますので、提案理由の説明、質疑及び討論を省略し、ただちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

～「異議なし」と呼ぶ者あり～

議長（福田清美君）

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号から第3号までの3件について、一括採決いたします。

お諮りいたします。議員提出議案第1号「山梨西部広域環境組合議会会議規則の制定について」、議員提出議案第2号「山梨西部広域環境組合議会傍聴規則の制定について」、及び議員提出議案第3号「管理者の専決事項の指定について」の3件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

～「異議なし」と呼ぶ者あり～

議長（福田清美君）

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号から第3号までの3件は、原案のとおり可決されました。

次に管理者から議案の提出がありましたのでご報告いたします。議案等についてはお手元に配布してありますので、ご了承願います。

お諮りいたします。本定例会に管理者から提出されました、日程第9議案第1号「専決処分の承認を求めることについて」から、日程第50議案第42号「令和2年度山梨西部広域環境組合一般会計予算」までを一括議題として上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

～「異議なし」と呼ぶ者あり～

議長（福田清美君）

異議なしと認めます。よって、一括議題といたします。
管理者より挨拶を兼ねて提案理由の説明を求めます。

管理者（田中久雄君）

議長。

議長（福田清美君）

はい。田中管理者。

管理者（田中久雄君）

本日、ここに令和2年第1回山梨西部広域環境組合議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には、年度末また公私ご多忙の中ご出席を賜り、心から御礼を申し上げます。開会にあたり提出いたしました案件について、その概要をご説明申し上げ、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。本日は、山梨西部広域環境組合として初めての議会でありますので、組合設立までの経過についてご報告を申し上げます。

本組合を構成する、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町及び昭和町の11市町の圏域内におけるごみ処理施設は、峡北広域環境衛生センター、中巨摩地区広域事務組合清掃センター、峡南衛生組合ごみ処理施設の3施設であります。いずれも施設の老朽化が進んでいることや、地元との協定による施設の使用期限が迫っていることから、新しいごみ処理施設を建設することが喫緊の課題となっていることから、平成29年10月6日に、構成する11市町の市町長及び山梨県知事の立会いのもと「峡北・中巨摩・峡南地域ごみ処理広域化の推進に関する基本合意書」に調印し、平成30年2月16日に峡北・中巨摩・峡南地域ごみ処理広域化推進協議会が発足しました。同年4月1日より、構成する11市町と一部事務組合設立に向けた協議と調整を重ねてまいりました。本組合の設立につきましては、昨年12月の構成市町の定例議会において組合設立についての議決をいただいた後、山梨県への組合設立許可申請を経て、本年の1月10日付けで山梨県知事から設立の許可をいただくことができました。その後、1月31日に峡北・中巨摩・峡南地域ごみ処理広域化推進協議会を解散し、2月1日に山梨西部広域環境組合を設立し、仮ではございますが、中巨摩地区広域事務組合内に事務所を開設し、専決処分及び条例の作成等の準備を行ってまいりました。4月1日からは、旧中央市立田富つくし児童館へ事務所を移転いたします。

ここで、建設地決定に至るまでの経緯についても触れてまいりたいと思います。

新しいごみ処理施設を運営するための一部事務組合を設立するためには、先に施設の建設地を決めなければならなかったことから、新ごみ処理施設の建設地については、構成する11市町より提案していただいた11の推薦地から絞り込みを行いました。一次・二次評価を経て絞り込まれた3候補地、南アルプス市鏡中条地区、中央市大田和地区・浅利地区について、最終評価によって点数付けを行い、また、市町長さん方の意見も反映し建設候補地の選定を行いました。3候補地についての総合的な比較・検討を慎重に行った結果、新ごみ処理施設の建設地は、中央市浅利地区に決定いたしました。今後は新ごみ処理施設建設に向け、本格的な業務が始まっていくこととなります。

本組合が共同処理する事務は、一般廃棄物処理施設の設置、管理及び運営であります。令和13年4月からの稼働を目標として、引き続き効率的かつ適正な事務処理に努めてまいり所存でございますので、構成市町議員の皆様のご理解、ご協力を重ねてお願い申し上げます。

続いて、提案理由の説明をさせていただきます。今回提案いたしました議案は、専決処分21件、条例の制定20件、令和2年度予算1件の、合計42件であります。

議案第 1 号から議案第 21 号につきましては、山梨西部広域環境組合の設置に伴い、組合議会が成立していなかったため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分をいたしたもので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

議案第 22 号 山梨西部広域環境組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例につきましては、本組合の職員の任用の状況等の公表について必要な事項を定めるため、制定するものであります。

議案第 23 号 山梨西部広域環境組合情報公開条例につきましては、本組合の情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めるため、制定するものであります。

議案第 24 号 山梨西部広域環境組合個人情報保護条例につきましては、山梨西部広域環境組合個人情報保護の実施機関が保有する個人情報の開示請求等に関する権利を保障し、個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めるため、制定するものであります。

議案第 25 号 山梨西部広域環境組合情報公開・個人情報保護審査会条例につきましては、本組合の実施機関の諮問に応じて、審査請求に係る調査審議を行うための所掌事項について必要な事項を定めるため、制定するものであります。

議案第 26 号 山梨西部広域環境組合特定個人情報保護条例につきましては、本組合が保有する特定個人情報の取扱いについて必要な事項を定めるため、制定するものであります。

議案第 27 号 山梨西部広域環境組合行政手続条例につきましては、処分、行政指導及び届出に関する手続きに関し必要な事項を定めるため、制定するものであります。

議案第 28 号 山梨西部広域環境組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例につきましては、周辺地域の生活環境に及ぼす影響について調査結果を縦覧に供し、意見書を提出する機会を与える目的のため、制定するものであります。

議案第 29 号 山梨西部広域環境組合行政不服審査会条例につきましては、管理者の附属機関としての審査会の設置について必要な事項を定めるため、制定するものであります。

議案第 30 号 山梨西部広域環境組合手数料条例につきましては、特定の者のためにする事務について徴収する手数料について必要な事項を定めるため、制定するものであります。

議案第 31 号 山梨西部広域環境組合職員の再任用に関する条例につきましては、職員の再任用について必要な事項を定めるため、制定するものであります。

議案第 32 号 山梨西部広域環境組合職員の定年等に関する条例につきましては、職員の定年等について必要な事項を定めるため、制定するものであります。

議案第 33 号 山梨西部広域環境組合職員の育児休業等に関する条例につきましては、職員の育児休業等について必要な事項を定めるため、制定するものであります。

議案第 34 号 山梨西部広域環境組合職員福利厚生会条例につきましては、職員の福祉及び利益を図るために必要な事項を定めるため、制定するものであります。

議案第 35 号 山梨西部広域環境組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例につきましては、本組合設置に伴い、本組合議員の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるため、制定するものであります。

議案第 36 号 山梨西部広域環境組合の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例につきましては、本組合の設置に伴い、本組合監査委員、公平委員会委員等の報酬及び費用弁

償について必要な事項を定めるため、制定するものであります。

議案第 37 号 山梨西部広域環境組合の証人等の実費弁償に関する条例につきましては、出頭した関係人の受ける実費弁償について必要な事項を定めるため、制定するものであります。

議案第 38 号 山梨西部広域環境組合の派遣職員の給与に関する条例につきましては、本組合へ派遣される構成市町職員の給与の種類及び基準について必要な事項を定めるため、制定するものであります。

議案第 39 号 山梨西部広域環境組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分について必要な事項を定めるため、制定するものであります。

議案第 40 号 山梨西部広域環境組合の財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例につきましては、財産の交換、譲与、無償貸付等について必要な事項を定めるため、制定するものであります。

議案第 41 号 山梨西部広域環境組合財政調整基金条例につきましては、組合の財源の調整を図るために必要な事項を定めるため、制定するものであります。

議案第 42 号 令和 2 年度山梨西部広域環境組合一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 1 億 7,232 万円と定めるものであります。

各議案の詳細につきましては、事務局長より説明いたしますので、提案いたしました議案につきましては、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶と提案理由の説明とさせていただきます。

議長（福田清美君）

管理者の提案理由の説明が終わりました。これより議案に対する詳細説明を求めます。

事務局長（田中浩夫君）

議長。

議長（福田清美君）

はい。田中事務局長。

事務局長（田中浩夫君）

それでは、議案第 1 号から議案第 42 号についての詳細説明を申し上げます。

お手元の議案書をご覧ください。

議案第 1 号から第 21 号までにつきましては、新組合設立に伴い必要な条例等の制定を行う必要が生じたため、地方自治法の規定により専決処分いたしましたので、議会の承認を求めるものであります。なお、説明につきましては、専決処分書の部分は省略させていただき、条例の目的、趣旨等を中心にご説明させていただきますので、ご了承下さい。

1 ページをお開きください。

議案第 1 号 組合の休日を定める条例でございます。

次のページをお開きください。組合の休日を日曜日及び土曜日、法律に規定する休日、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までとするものでございます。

5 ページをお願いいたします。

議案第 2 号 公告式条例でございます。

次のページをお願いいたします。地方自治法第 16 条第 4 項及び第 5 項の規定に基づき、公告式

を定めるものでございます。8 ページの別表のとおり掲示場に、掲示するものであります。

9 ページをお願いいたします。

議案第 3 号 組合議会定例会の回数を定める条例でございます。

次のページをお開きください。地方自治法第 102 条第 2 項の規定に基づき、組合議会の定例会の回数を年 2 回とするものでございます。お手元に資料はございませんが、規則により「定例会は、毎年 3 月と 10 月に招集し、管理者が必要と認めるときは、その時期を変更することができる。」旨を定めております。

13 ページをお願いいたします。

議案第 4 号 監査委員に関する条例でございます。

次ページをお願いいたします。地方自治法第 202 条の規定に基づき、監査委員に関する必要な事項を定めるもので、定例監査は毎年 8 月、例月の出納検査は毎月 27 日といたします。公表につきましては、先ほどの公告式条例で規定いたしました掲示場に掲示をするものであります。

17 ページをお願いいたします。

議案第 5 号 公平委員会に関する条例でございます。

次のページをお願いいたします。地方自治法第 180 条の 5 第 1 項及び、地方公務員法第 7 条第 3 項の規定に基づき、本組合に公平委員会を設置するものであります。

21 ページをお開きください。

議案第 6 号 公平委員会委員の服務の宣誓に関する条例でございます。

次のページをお願いいたします。地方公務員法第 9 条の 2 第 12 項において準用する同法第 31 条の規定に基づき、公平委員の職務の宣誓に関し、必要な事項を定めるものでございます。その様式は、次のページのとおりとなっております。

25 ページをお願いいたします。

議案第 7 号 事務局設置条例でございます。

次のページをお願いいたします。地方自治法第 158 条第 1 項の規定に基づき、山梨西部広域環境組合事務局を置き、必要な事項は規則で定めるものであります。

29 ページをお願いいたします。

議案第 8 号 職員定数条例でございます。

次のページをお願いいたします。管理者の事務部局 11 名、議会事務局 2 名、監査委員事務局 2 名、公平委員会事務局 3 名とするものでございます。なお、議会・監査委員及び公平委員会の事務局の職員は、管理者の事務部局の職員が兼ねることができるものといたします。

33 ページをお願いいたします。

議案第 9 号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例でございます。

次のページをお開きください。地方公務員法第 27 条第 2 項及び第 28 条第 3 項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果、失職の例外に関し必要な事項を定めるものであります。

37 ページをお願いいたします。

議案第 10 号 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例でございます。

次のページをお願いいたします。地方公務員法第 29 条第 4 項の規定に基づき、職員の懲戒の手

続及び効果について、必要な事項を定めるものであります。

41 ページをお願いいたします。

議案第 11 号 職員のサービスの宣誓に関する条例でございます。

次のページをお願いいたします。地方公務員法第 31 条の規定に基づき、職員のサービスの宣誓に関し必要な事項を定めるものでございます。その様式は、次のページのとおりとするものであります。

45 ページをお願いいたします。

議案第 12 号 職員の職務に専念する義務の特例に関する条例でございます。

次のページをお願いいたします。地方公務員法第 35 条の規定に基づき、職員の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものであります。第 2 条で研修、厚生に関する計画に参加する場合などは職務専念義務の免除を受けることができる旨、定めるものであります。

49 ページをお願いいたします。

議案第 13 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例でございます。

次のページをお願いいたします。地方公務員法第 24 条第 5 項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものであります。1 週間の勤務時間を 38 時間 45 分とし、休憩時間や年次有給休暇、特別休暇の期間等について定めるものであります。

69 ページをお願いいたします。

議案第 14 号 管理者の報酬等に関する条例でございます。

次のページをお願いいたします。地方自治法第 204 条第 3 項の規定に基づき、管理者及び副管理者の報酬額及び旅費に関し必要な事項を定めるもので、72 ページの別表第 1 のとおり、管理者が年額 53,000 円、副管理者が年額 41,000 円と定めるものであります。旅費額については、別表第 2 のとおり定めるものであります。

73 ページをお願いいたします。

議案第 15 号 職員給与条例でございます。

次ページをお願いいたします。地方公務員法第 24 条第 5 項の規定に基づき、職員の給与、手当に関する事項を定めたものでございます。給料表につきましては、国家公務員の行政職（一）の給料表に準じたものとなっております。また、手当額については、管理者の市に準じたものとしており、具体的な給料表につきましては、後ほどお目通しを願いたいと思います。

107 ページをお願いいたします。

議案第 16 号 職員等の旅費に関する条例でございます。

次ページをお願いいたします。地方公務員法第 24 条第 5 項の規定に基づき、職員等に支給する旅費について必要な事項を定めたものであります。日当、宿泊料等につきましては、122 ページの別表のとおりでございます。

123 ページをお願いいたします。

議案第 17 号 財政事情の作成及び公表に関する条例でございます。

次ページをお願いいたします。地方自治法第 243 条の 3 第 1 項の規定に基づき、財政に関する所要事項を説明する文書の作成及び公表に関して定めるものでございます。財政事情の公表は、毎年 6 月 1 日及び 12 月 1 日に行うものとし、公表の内容、公表の方法につきましては、第 3

条及び第4条により定めるものでございます。

127 ページをお願いいたします。

議案第18号 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例でございます。

次のページをお願いいたします。地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約について必要な事項を定めるものでございます。長期継続契約を締結することができる契約につきましては、第2条に掲げるものと定めるものでございます。

131 ページをお願いいたします。

議案第19号 山梨西部広域環境組合の公金の収納及び支払事務を取扱う金融機関の指定についてご説明申し上げます。

次のページをお開きください。地方自治法第235条第2項及び同法施行令第168条第2項の規定に基づき、組合の公金の収納及び支払いの事務を取扱う金融機関として「株式会社 山梨中央銀行」を指定金融機関とするものであります。

135 ページをお願いいたします。

議案第20号 令和元年度山梨西部広域環境組合一般会計予算についてご説明申し上げます。

本年度の一般会計予算につきましては、山梨西部広域環境組合が設置されました本年2月1日から本年3月31日までの2か月間の歳入歳出予算となっています。

別冊の令和元年度予算書をお開きください。令和元年度山梨西部広域環境組合一般会計予算。令和元年度山梨西部広域環境組合一般会計予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,184千円と定めるものとします。

それでは、4ページの歳入から、ご説明申し上げます。

分担金及び負担金です。こちらにつきましては、構成市町に負担をいただく負担金となっております。10,626千円でございます。各市町別負担金額の内訳につきましては、説明欄記載のとおりでございます。また、各市町の負担割合の詳細につきましては、16ページにございますので、後ほどお目通し願います。

5ページをご覧ください。諸収入の雑入です。こちらにつきましては、組合の設立に伴い、ごみ処理広域化推進協議会が解散したことにより、協議会で発生した余剰金を引き継ぎましたので、繰越金として2,558千円を計上したものであります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。6ページをご覧ください。

議会費として、164千円でございます。議員報酬他、議会運営に係るものでございます。

7ページをお願いいたします。総務費の一般管理費として11,890千円でございます。管理職報酬79千円、4名分の職員人件費5,114千円です。こちらの人件費につきましては、今年度は職員4名分を計上させていただきましたが、来年度からは構成市町からの派遣職員を含め、合計11名体制となります。

使用料及び賃借料の1,528千円は、公用車・コピー機・電話機の各種リース料が主な内訳でございます。

工事請負費の2,000千円は、4月より新たな事務所となる“旧中央市立田富つくし児童館”の改修工事費でございます。

備品購入費の1,770千円は、机・椅子・ロッカー等の購入費用として計上させていただきました。

8ページをご覧ください。建設事業費の630千円は、地元関係者の先進地視察の研修費として計上したものでございます。

9ページの予備費につきましては、500千円を計上いたしました。

以上で、令和元年度一般会計予算の詳細説明を終わらせていただきます。

それでは議案書に戻っていただいて、137ページをお開きください。

議案第21号 山梨西部広域環境組合の事務委託に関する規約についてご説明申し上げます。

次ページをお願いいたします。常勤の職員に対する退職手当の支給及び非常勤職員に係る公務災害又は通勤による災害に対する補償事務について、山梨県市町村総合事務組合へ事務委託を行うものでございます。

以上、21件が専決処分の承認となります。

続きまして、141ページをお願いいたします。

議案第22号 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。地方公務員法第58条の2の規定に基づき、組合における人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるため、制定するものでございます。報告の時期として、毎年10月末までに管理者に対し報告することを定めるものであり、報告事項については、第3条の事項について定めるものであります。公平委員会の報告につきましては、同じく10月末までに管理者に対し報告することを定めるものであり、報告事項については、第5条の事項について定めるものであります。公表の時期及び方法につきましては、第6条、第7条のとおり定めるものであります。

145ページをお願いいたします。

議案第23号 情報公開条例の制定についてご説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。本組合の情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定め、公正で透明な組合行政の推進を図るため、制定するものでございます。公文書の開示請求権、開示請求の手続、審査請求、公文書の管理、公文書の開示等の実施状況等の公表について必要な事項を定めるものでございます。

161ページをお願いいたします。

議案第24号 個人情報保護条例の制定についてご説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。組合の実施機関における個人情報の取扱いに関する必要な事項を定め、個人の権利利益を保護するため、制定するものでございます。個人情報の取扱い、開示、訂正、審査請求、罰則について必要な事項を定めるものでございます。

191ページをお願いいたします。

議案第25号 情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてご説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。本組合の情報公開制度、個人情報保護制度及び特定個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、審査会を設置するもので、委員を5名以内、任期を2年とするものであります。

199 ページをお願いいたします。

議案第 26 号 特定個人情報保護条例の制定についてご説明いたします。

次のページをお願いいたします。特定個人情報の安全かつ適正な取扱いを図るため、制定するものであります。特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する特定個人情報の取扱い、開示、訂正、審査請求について必要な事項を定めるものでございます。

223 ページをお願いいたします。

議案第 27 号 行政手続条例の制定についてご説明いたします。

次のページをお願いいたします。行政手続法第 3 条第 3 項の規定に基づき、処分、行政指導及び届出に関する共通事項を定め、住民の権利利益の保護に資するため、制定するものでございます。申請に対する処分、不利益処分、弁明の機会の付与、行政指導、処分等の求めについて必要な事項を定めるものでございます。

245 ページをお願いいたします。

議案第 28 号 山梨西部広域環境組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条の 3 第 2 項の規定に基づき、山梨西部広域環境組合管理者が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果及び報告書等の縦覧手続並びに意見書を提出する場合の手続に関し、必要な事項を定めるものでございます。第 3 条、第 4 条で縦覧の場所及び期間、第 5 条で縦覧の手続、第 6 条で意見書の提出、第 9 条で他の市町との協議について必要な事項を定めるものでございます。

251 ページをお願いいたします。

議案第 29 号 行政不服審査会条例の制定についてご説明いたします。

次のページをお願いいたします。行政不服審査法第 81 条第 1 項の規定に基づき、管理者の附属機関として審査会を設置するもので、委員を 5 名以内、任期を 3 年とするものでございます。

257 ページをお願いいたします。

議案第 30 号 手数料条例の制定についてご説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。地方自治法第 227 条の規定に基づき、特定の者のためにする事務について徴収すべき手数料の事項及び金額について、263 ページの別表のとおりとするものでございます。

265 ページをお願いいたします。

議案第 31 号 職員の再任用に関する条例の制定についてご説明いたします。

次のページをお願いいたします。地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項、第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、職員の再任用に関し必要な事項を定めるため、制定するものでございます。

269 ページをお願いいたします。

議案第 32 号 職員の定年等に関する条例の制定についてご説明いたします。

次のページをお願いいたします。地方公務員法第 28 条の 2 第 1 項から第 3 項及び第 28 条の 3 の規定に基づき、職員の定年に関し必要な事項を定めるため、制定するものでございます。定年による退職については、定年に達した日以後における最初の 3 月 31 日に退職する旨、また、職員の定年は年齢 60 年とするなど、必要な事項を定めるものでございます。

275 ページをお願いいたします。

議案第 33 号 職員の育児休業等に関する条例の制定についてご説明いたします。

次のページをお願いいたします。地方公務員の育児休業に関する法律の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものでございます。第 2 条で育児休業をすることができない職員に関する事項、第 7 条で育児休業をしている職員の期末手当の支給に関する事項等について定めるものでございます。

287 ページをお願いいたします。

議案第 34 号 職員福利厚生会条例の制定についてご説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。地方公務員法第 5 条及び第 41 条の規定に基づき、職員の福祉及び利益を図るため、制定するものでございます。会の組織、運営等の必要事項については、別途規約で定めるものでございます。

291 ページをお願いいたします。

議案第 35 号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の制定についてご説明いたします。

次のページをお願いいたします。地方自治法第 203 条の規定に基づき、組合議員の報酬及び費用弁償について定めるものでございます。議員報酬につきましては、295 ページの別表第 1 のとおり、旅費額等につきましては、別表第 2 及び第 3 のとおり定めるものでございます。

297 ページをお願いいたします。

議案第 36 号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の制定についてご説明いたします。

次のページをお願いいたします。地方自治法第 203 条の 2 の規定に基づき、議会の議員を除くものに対する報酬及び費用弁償額、並びに支給方法等について必要な事項を定めるものでございます。各職員の報酬額及び旅費額等につきましては、300 ページの別表第 1 から別表第 3 に定めております。後ほどご覧いただきたいと思います。

301 ページをお願いいたします。

議案第 37 号 証人等の実費弁償に関する条例の制定についてご説明いたします。

次のページをお願いいたします。地方自治法第 207 条その他法令の規定に基づき、議会・監査委員の要求により出頭した証人、関係人等の受ける実費弁償に関し必要な事項を定めるものでございます。第 2 条で、実費弁償の支給方法は、職員旅費条例の支給の例による旨を定めております。

305 ページをお願いいたします。

議案第 38 号 山梨西部広域環境組合の派遣職員の給与に関する条例の制定についてご説明いたします。

次のページをお願いいたします。山梨西部広域環境組合へ派遣される構成市町の職員の給与の種類及び基準について必要な事項を定めるものでございます。第 2 条で職員の定義、第 3 条で給与の種類、第 4 条で準用規定等を定めております。

309 ページをお願いいたします。

議案第 39 号 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定について

ご説明いたします。

次のページをお願いいたします。地方自治法第96条第1項第5号及び第8号の規定に基づき、議会に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事または製造の請負。財産の取得又は処分については、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入若しくは売り払い又は、不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払い。土地については、1件面積が5,000平方メートル以上のものに係るものに限るとすることなど、必要な事項を定めるものであります。

313 ページをお願いいたします。

議案第40号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の制定についてご説明いたします。

次のページをお願いいたします。地方自治法第237条第2項の規定に基づき、財産の交換、譲与、無償貸付等に関し、必要な事項を定めるものでございます。第2条で普通財産の交換について、第3条で普通財産の譲与又は減額譲渡について、第4条で無償貸付又は減額貸付について、第5条からは、行政財産の無償貸付等について定めるものでございます。

319 ページをお願いいたします。

議案第41号 財政調整基金条例の制定についてご説明いたします。

次のページをお願いいたします。組合の財源の調整を図るため、基金に関し必要な事項を定めるものであり、基金の積立て・管理・運用基金の処理・処分について定めるものでございます。

323 ページをお願いいたします。

議案第42号 令和2年度山梨西部広域環境組合一般会計予算についてご説明申し上げます。

別冊の令和2年度予算書をお開きください。令和2年度山梨西部広域環境組合一般会計予算。令和2年度山梨西部広域環境組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ172,320千円と定めるところであります。

それでは、4ページの歳入から説明を申し上げます。

まず、分担金及び負担金でございます。こちらにつきましては、構成市町に負担金として負担していただくもので、172,319千円でございます。各市町別負担金額の内訳につきましては、説明欄記載のとおりでございます。また、各市町の負担割合の詳細につきましては、17ページにございますので、後ほどお目通し願います。

5ページをお願いいたします。繰越金として、前年度繰越金1千円でございます。

続いて、歳出について説明いたします。6ページをお願いいたします。

議会費として、2,472千円でございます。議員報酬他、議員研修等の費用が主な内訳でございます。

7ページをお願いいたします。一般管理費として、90,152千円でございます。特別職報酬616千円、8名分の職員人件費69,846千円や例規データ作成・更新委託料1,540千円、職員人事評価制度定着支援業務委託料3,000千円、財務会計システム使用料3,696千円が主な内訳でございます。

8ページの公平委員会費44千円と、監査委員費の53千円は、それぞれ委員報酬が主な内訳でございます。

9ページをお願いいたします。建設事業費として77,598千円でございます。3名分の職員人件

費 29,658 千円や、各種計画の策定業務委託料 28,200 千円、環境影響評価方法書作成業務 12,100 千円、土地・建物鑑定業務 4,000 千円が主な内訳でございます。

10 ページの財政調整基金費の 1 千円は財政調整基金積立金でございます。

予備費につきましては、2,000 千円を計上しております。

以上で、令和 2 年度一般会計予算の詳細説明を終わらせていただきます。

以上、議案第 1 号から議案第 42 号までの詳細説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

日程第 9～日程第 29 議案に対する審議

議長（福田清美君）

以上で、各議案に対する詳細説明は終了いたしました。これより議案の審議に入ります。

お諮りいたします。議案第 1 号から議案第 21 号までを一括審議に付し、一括採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

～「異議なし」と呼ぶ者あり～

議長（福田清美君）

異議なしと認めます。よって、議案第 1 号から議案第 21 号までを一括審議いたします。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

～「ありません」と呼ぶ者あり～

議長（福田清美君）

これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

～「ありません」と呼ぶ者あり～

議長（福田清美君）

これをもって、討論を終結いたします。

これより議案第 1 号から議案第 21 号までの専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～「異議なし」と呼ぶ者あり～

議長（福田清美君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第 30～日程第 49 議案に対する審議

議長（福田清美君）

お諮りいたします。議案第 22 号から議案第 41 号までを一括審議に付し、一括採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

～「異議なし」と呼ぶ者あり～

議長（福田清美君）

異議なしと認めます。よって、議案第 22 号から議案第 41 号までを一括審議いたします。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

～「ありません」と呼ぶ者あり～

議長（福田清美君）

これをもって、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はございませんか。

～「ありません」と呼ぶ者あり～

議長（福田清美君）

これをもって、討論を終結いたします。

これより議案第 22 号 山梨西部広域環境組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてから、議案第 41 号 山梨西部広域環境組合財政調整基金条例の制定についてまでを、採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

～「異議なし」と呼ぶ者あり～

議長（福田清美君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 50 議案に対する審議

議長（福田清美君）

これより議案第 42 号の審議に入ります。質疑はございませんか。

～「ありません」と呼ぶ者あり～

議長（福田清美君）

これをもって、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はございませんか。

～「ありません」と呼ぶ者あり～

議長（福田清美君）

これをもって、討論を終結いたします。
これより、議案第 42 号 令和 2 年度山梨西部広域環境組合一般会計予算を採決いたします。
お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

～「異議なし」と呼ぶ者あり～

議長（福田清美君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3 時 02 分

再開 午後 3 時 03 分

議長（福田清美君）

再開いたします。
議事日程についてお諮りいたします。お手元に配布しました追加議事日程のとおり、本日の日程に追加し、議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

～「異議なし」と呼ぶ者あり～

議長（福田清美君）

異議なしと認めます。よって、議事日程を追加することに決定しました。
日程により、追加案件を行います。本日管理者から送付されました議案第 43 号から議案第 48 号までの、条例改正 1 件、人事案件 5 件の議案をお手元に配布させていただきました。議案の配布漏れはございませんか。

～「なし」と呼ぶ者あり～

議長（福田清美君）

配布漏れなしと認めます。

日程第 51 議案に対する審議

議長（福田清美君）

日程第 51 議案第 43 号山梨西部広域環境組合職員給与条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。管理者に提案理由の説明を求めます。

管理者（田中久雄君）

議長。

議長（福田清美君）

はい。田中管理者。

管理者（田中久雄君）

議案第 43 号 山梨西部広域環境組合職員給与条例の一部を改正する条例につきましては、令和元年人事院勧告及び山梨県職員の給与等が改正されることに鑑み、山梨西部広域環境組合職員給与条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、事務局長より説明いたしますので、ご議決を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（福田清美君）

管理者の提案理由の説明が終わりました。これより議案に対する詳細説明を求めます。

事務局長（田中浩夫君）

議長。

議長（福田清美君）

はい。田中事務局長。

事務局長（田中浩夫君）

それでは議案第 43 号 職員給与条例の一部を改正する条例について詳細な説明をさせていただきます。

令和元年人事院勧告及び山梨県人事委員会の勧告に伴い、国家公務員及び山梨県職員の給与等が改正されることに鑑み、職員給与条例の一部を改正するものであります。

5 ページの新旧対照表をご覧ください。まず住居手当ですが、第 9 条の 2 第 1 項中「12,000 円」を「16,000 円」に改め、同条第 2 項中「各号に掲げる額」を「各号に定める額」に、さらに同項第 1 号中「23,000 円」を「27,000 円」に、「12,000 円」を「16,000 円」に改め、同項 2 号中「23,000 円」を「27,000 円」に、「16,000 円」を「17,000 円」に改めるものでございます。

続いて勤勉手当ですが、第 17 条の 4 第 2 項第 1 号中、「100 分の 97.5」を「100 分の 95」に改め、「100 分の 117.5」を「100 分の 115」に改めるものです。

いずれも施行日は令和 2 年 4 月 1 日からとなりますが、住居手当につきましては、1 年間の経過措置を設けるものであります。

以上、議案第 43 号についての詳細説明とさせていただきます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長（福田清美君）

以上で、議案に対する詳細説明は終了いたしました。

これより、議案第 43 号の質疑に入ります。質疑ございませんか。

～「なし」と呼ぶ者あり～

議長（福田清美君）

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

～「なし」と呼ぶ者あり～

議長（福田清美君）

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 43 号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

～「異議なし」と呼ぶ者あり～

議長（福田清美君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 52～日程第 53 議案に対する審議

議長（福田清美君）

お諮りいたします。日程第 52 議案第 44 号及び日程第 53 議案第 45 号山梨西部広域環境組合監査委員の選任につき同意を求めることについてを一括議題として上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

～「異議なし」と呼ぶ者あり～

議長（福田清美君）

異議なしと認めます。よって、一括議題といたします。

ここで地方自治法第 117 条の規定により、「矢崎俊秀」議員の暫時除斥を求めます。「矢崎俊秀」議員は退席をお願いいたします。

～3 番 矢崎俊秀君 退席～

議長（福田清美君）

管理者より、提案理由の説明を求めます。

管理者（田中久雄君）

議長。

議長（福田清美君）

はい。田中管理者。

管理者（田中久雄君）

議案第 44 号、45 号 山梨西部広域環境組合監査委員の選任につき同意を求める件につきましては、地方自治法第 196 条第 1 項及び山梨西部広域環境組合同規約第 12 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

詳細につきましては事務局長より説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（福田清美君）

管理者の提案理由の説明が終わりました。これより議案に対する詳細説明を求めます。

事務局長（田中浩夫君）

議長。

議長（福田清美君）

はい。田中事務局長。

事務局長（田中浩夫君）

それでは、議案第 44 号及び第 45 号 山梨西部広域環境組合監査委員の選任について詳細説明を申し上げます。

議案第 44 号 山梨西部広域環境組合監査委員の選任につきましては、北杜市より推薦いただきました「早川昌三」氏を選任いたしたく、山梨西部広域環境組合同規約第 12 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

早川氏であります。住所は北杜市須玉町若神子 2182 番地 5、年齢は満 60 歳であります。北杜市生活環境部長に就いておられました。

議案第 45 号 同じく山梨西部広域環境組合監査委員の選任についてであります。本組合の設置に伴い、組合議員のうちから「矢崎俊秀」氏を選任いたしたく、山梨西部広域環境組合同規約第 12 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

矢崎氏であります。住所は南アルプス市落合 333 番地、年齢は満 72 歳であります。南アルプス市議会議員及び、中巨摩地区広域事務組合同議会議員に就いておられます。

以上、議案第 44 号、第 45 号についての詳細説明とさせていただきます。ご審議の上、ご同意いただけますようお願い申し上げます。

議長（福田清美君）

以上で、各議案に対する詳細説明は終了いたしました。これは人事案件ですので、質疑及び討論を省略し、ただちに採決いたしますが、これにご異議ございませんか。

～「異議なし」と呼ぶ者あり～

議長（福田清美君）

異議なしと認めます。

これより、議案第 44 号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

～「異議なし」と呼ぶ者あり～

議長（福田清美君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

続きまして、議案第 45 号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

～「異議なし」と呼ぶ者あり～

議長（福田清美君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

ここで、矢崎俊秀議員の議場の除斥を解きます。

～3 番 矢崎俊秀君 複席～

議長（福田清美君）

ここで時間を頂きまして、選任に同意されました監査委員の矢崎議員から就任の挨拶の申し出がありましたので、お願いいたします。

監査委員（矢崎俊秀君）

一言ご挨拶申し上げます。ただいま議会選出の監査委員に選任をいただきました、南アルプス市議会の矢崎俊秀でございます。微力ではありますが職務の重要性を認識し、誠心誠意職務全うのため努めてまいります。議員各位の皆様方の温かいご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。就任の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（福田清美君）

以上で監査委員の挨拶を終わります。

日程第 54～日程第 56 議案に対する審議

議長（福田清美君）

お諮りいたします。日程第 54 議案第 46 号、日程第 55 議案第 47 号及び日程第 56 議案第 48 号山梨西部広域環境組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを、一括議題として上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

～「異議なし」と呼ぶ者あり～

議長（福田清美君）

異議なしと認めます。よって、一括議題といたします。

管理者より、提案理由の説明を求めます。

管理者（田中久雄君）

議長。

議長（福田清美君）

はい。田中管理者。

管理者（田中久雄君）

議案第 46 号、47 号、48 号の山梨西部広域環境組合公平委員会委員の選任につき同意を求める件につきましては、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

詳細につきましては事務局長より説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（福田清美君）

管理者の提案理由の説明が終わりました。

これより議案に対する詳細説明を求めます。

事務局長（田中浩夫君）

議長。

議長（福田清美君）

はい。田中事務局長。

事務局長（田中浩夫君）

それでは、議案第 46 号、47 号、48 号 山梨西部広域環境組合公平委員会委員の選任につきまして、詳細説明を申し上げます。

議案第 46 号 山梨西部広域環境組合公平委員会委員の選任につきましては、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により、韮崎市より推薦いただきました「藤原芳洋」氏を選任いたしたく議会の同意を求めるものであります。

藤原氏であります。住所は韮崎市清哲町青木 2864 番地内 1、年齢は満 77 歳であります。現在、韮崎市の公平委員会委員長に就いておられます。

議案第 47 号 同じく山梨西部広域環境組合公平委員会委員の選任についてであります。地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により、早川町より推薦いただきました「望月公八」氏を選任いたしたく議会の同意を求めるものであります。

望月氏であります。住所は早川町小縄 482 番地、年齢は満 69 歳であります。現在、早川町の公平委員会委員に就いておられます。

議案第 48 号 同じく山梨西部広域環境組合公平委員会委員の選任についてであります。地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により、富士川町より推薦いただきました「川手貞良」氏を選任いたしたく議会の同意を求めるものであります。

川手氏であります。住所は富士川町小林 1117 番地 2、年齢は満 64 歳であります。富士川町の教育長に就いておられました。

以上、議案第 46 号、47 号、48 号の詳細説明とさせていただきます。ご審議の上、ご同意いただけますようお願い申し上げます。

議長（福田清美君）

以上で、各議案に対する詳細説明は終了いたしました。これも人事案件ですので、質疑及び討論を省略し、ただちに採決いたしますが、これにご異議ございませんか。

～「異議なし」と呼ぶ者あり～

議長（福田清美君）

異議なしと認めます。

これより議案第 46 号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

～「異議なし」と呼ぶ者あり～

議長（福田清美君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

続きまして、議案第 47 号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

～「異議なし」と呼ぶ者あり～

議長（福田清美君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

続きまして、議案第 48 号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

～「異議なし」と呼ぶ者あり～

議長（福田清美君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。なお、この際日程にはございませんが、副管理者の方々も出席されておりますので、一言ご挨拶をお願いしたいと思います。

それでは、内藤副管理者から順にご挨拶をお願いいたします。

副管理者（内藤久夫君）

議長。

議長（福田清美君）

はい。

副管理者（内藤久夫君）

大変お疲れ様です。韭崎市市長の内藤でございます。この度、皆様方には大変お世話になりますけれども、11市町の力を結集して良い結果が出せるように、どうぞお願いいたします。

議長（福田清美君）

続きまして、金丸副管理者、お願いいたします。

副管理者（金丸一元君）

どうもこんにちは。南アルプス市の市長の金丸でございます。よろしくお願いいたします。

議長（福田清美君）

渡辺副管理者、お願いいたします。

副管理者（渡辺英子君）

北杜市長の渡辺英子でございます。よろしくお願いいたします。

議長（福田清美君）

保坂副管理者、お願いいたします。

副管理者（保坂武君）

甲斐市の市長の保坂武です。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（福田清美君）

久保副管理者、お願いいたします。

副管理者（久保眞一君）

市川三郷町の久保眞一でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（福田清美君）

辻副管理者、お願いいたします。

副管理者（辻一幸君）

早川町の町長の辻一幸でございます。どうぞよろしくお願ひします。

議長（福田清美君）

望月副管理者、お願いいたします。

副管理者（望月幹也君）

身延町長の望月幹也でございます。素晴らしい施設が実現できますよう、皆さんと力を合わせていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（福田清美君）

佐野副管理者、お願いいたします。

副管理者（佐野和広君）

南部町の佐野和広でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（福田清美君）

志村副管理者、お願いいたします。

副管理者（志村学君）

富士川町長の志村です。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（福田清美君）

塩澤副管理者、お願いいたします。

副管理者（塩澤浩君）

最後になりました。昭和町の塩澤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（福田清美君）

ご挨拶ありがとうございました。

以上をもちまして、令和2年第1回山梨西部広域環境組合議会定例会を閉会といたします。

副議長（長谷部集君）

ご起立願ひます。

相互に礼。

一同

ご苦勞様でした。

閉会（午後3時23分）

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

臨時議長

議 長

署名議員

署名議員